

# 令和8年度プロフェッショナル人材確保補助金

プロフェッショナル人材を受け入れる経費の一部を県が補助します！ぜひご利用ください！

※利用には条件があります。まずはプロフェッショナル人材戦略拠点へご相談ください。

## 人材を雇用する場合

### プロフェッショナル人材雇用

対象: 県外のプロフェッショナル人材を受け入れる県内の事業所  
補助率: **対象経費の1/2以内**  
対象経費: 登録人材紹介事業者に支払う人材紹介手数料  
補助上限額: **50万円/人**

### DX人材雇用

対象: 県外の即戦力となるDX人材を受け入れる県内の事業所  
補助率: **対象経費の1/2以内**  
対象経費: 登録人材紹介事業者に支払う人材紹介手数料  
補助上限額: **中核人材200万円/人、実務人材100万円/人**



## 副業・兼業人材を活用する場合

### プロフェッショナル人材新規活用

対象: 副業・兼業人材として、プロフェッショナル人材を初めて受け入れる県内の事業所  
補助率: **対象経費の8/10以内**  
対象経費: ①登録人材紹介事業者に支払う人材紹介手数料  
②人材活用に係る報酬・委託料  
③旅費(交通費及び宿泊費)  
補助上限額: **50万円/人**

### プロフェッショナル人材活用

対象: 県外のプロフェッショナル人材を受け入れる県内の事業所  
補助率: **対象経費の1/2以内**  
対象経費: ①登録人材紹介事業者に支払う人材紹介手数料  
②旅費(交通費及び宿泊費)  
補助上限額: **20万円/人**

### DX人材活用

対象: 即戦力となるDX人材を受け入れる県内の事業所  
補助率: **対象経費の1/2以内**  
対象経費: 登録人材紹介事業者に支払う人材紹介手数料  
補助上限額: **20万円/人**

# 補助対象者

- (1) 県内に事業所を有すること
- (2) 人材を県内の事業所において雇用または副業兼業人材として従事させること
- (3) 岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点に企業情報シートを提出し、受付がなされていること
- (4) 県税に係る未納の徴収金がないこと
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものでないこと

## 申請から事業完了までの流れ

### 補助申請

人材の従事開始**10日前まで**に必要な書類を提出してください。

### 交付決定

審査を経て、県から交付決定通知を送付します。

### 事業実施

※交付決定日以降の開始に限ります。  
※**額の変更があった場合は速やかに県に報告してください。**

### 実績報告

補助事業が完了したら30日以内または令和9年3月10日のいずれか早い日までに県へ実績報告をしてください

○補助事業の完了とは

- ・人材を雇用する場合: 補助対象経費の支払いを終えた日
- ・人材を副業・兼業活用する場合: 人材が業務を完了した日

※**令和9年2月28日までに支払いを終えた経費が対象です**



### 額の確定

審査を経て、県から額の確定通知を送付します。

### 交付請求

確定額を記入して請求書を提出してください。

### 実績報告

※人材を雇用する場合のみ

雇用後、1年を経過した日から30日以内に人材の雇用状況の報告をしてください。

書類のダウンロードはHPから

岐阜県プロフェッショナル人材確保補助金



## お問合せ・報告・書類の提出先

岐阜県商工労働部 産業人材課 人材確保係  
☎058-272-8406 ✉c11369@pref.gifu.lg.jp